

2014年(平成26年)12月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 島山 関之

介護保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関することに係る  
個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させるこ  
とに伴う本人通知の省略について(答申)

2014年12月1日付けで諮問(第698号)された介護保険の被保  
険者の資格の取得及び喪失に関することに係る個人情報を目的外に利用  
させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について  
次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。  
以下「条例」という。)第12条第1項第4号の規定による目的外に  
利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う  
本人通知を省略することについては「3 審議会の判断理由」に述べ  
るところにより認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的  
外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省  
略する合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

平成24年11月16日成立・11月26日公布された「年金生活  
者支援給付金の支給に関する法律」(以下「年金生活者支援給付金法」  
という。)は、平成27年10月1日より施行が予定されている。

この法律は、公的年金等の収入と一定の所得との合計額が一定の基  
準額以下の老齢基礎年金等の受給権者及び所得が一定基準額以下の障  
害基礎年金又は遺族基礎年金の受給権者に対し福祉的な給付措置とし  
て「年金生活者支援給付金」(以下「支援給付金」という。)を支給し、  
これらの者の生活の支援を図ることを目的としている。

「年金生活者支援給付金の支給対象となる者」(以下「対象者」とい

う。)には年金支給に合わせて当該給付金の支給が行われるが、当該給付金の対象者の判定に際しては、公平・公正を期する必要があることから、所得情報等の確認が必要となる。なお、この対象者にかかる所得情報等の確認については「年金生活者支援給付金法」第39条により、市区町村の法定受託事務とされている。

当該給付金の支給に係る業務は厚生労働省から日本年金機構への委託によって行われるが、所得情報等の確認については、日本年金機構から神奈川県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)を経由して配信される「年金生活者支援給付金の候補者」(以下「候補者」という。)のデータに各市町村が所得情報等を収録し返送することにより行われる。なお、日本年金機構では、市町村から返送された情報を基に要件審査を行い、対象者を抽出し、ターンアラウンド請求書を対象者に送付する。対象者からこの請求書が提出されると、受付・審査・認定の運びとなる。この事務は毎年行われる。

この対象者は、国の資料によると、全国で老齢年金生活者支援給付金が約500万人、補足的老齢年金生活者支援給付金が約100万人、障害者基礎年金または遺族基礎年金受給者への給付金対象者が約190万人と見込まれており、これに基づいて本市の対象者を算出すると、老齢年金生活者支援給付金、補足的老齢年金生活者支援給付金、障害者基礎年金または遺族年金受給者への給付金の対象者は合わせて約2万人となる。ただし対象者数は約2万人だが、日本年金機構から配信される候補者のデータは、約10万人分と想定される。

日本年金機構から配信される候補者の情報に所得情報を収録するには、まず日本年金機構から配信される基礎年金番号が本市の所有する個人情報のうち誰のものであるかを特定する必要がある。この特定には日本年金機構から配信される基礎年金番号と本市が保有する基礎年金番号を突合する。そして基礎年金番号から特定された個人の所得情報を抽出し収録する。そこで、まず考えられるのは保険年金課が保有する基礎年金番号との突合だが、保険年金課で保有する基礎年金番号はおもに国民年金の被保険者にかかるものに限られ、年金受給者の基礎年金番号情報の保有は、日本年金機構から配信される基礎年金番号のデータ数に対し、約3割にしか満たないと考えられる。このため日本年金機構から配信される基礎年金番号と保険年金課が保有する基礎年金番号を突合しても、約7割にあたる7万人分の情報がアンマッチになることが予想される。また、日本年金機構からは「氏名・生年月日」の情報も配信されるが、保険年金課の保有する情報では、基礎年金番号と突合しマッチしない者に対し、さらに氏名・生年月日で突合を行ったとしても、生年月日が同一の同姓同名の者や、外国人の氏名の読み方の相違など、相当数のアン

マッチが出ることが予想される。そこで、より多くの候補者を特定し、迅速な処理を行うためには、介護保険課が保有する基礎年金番号を突合に用いる必要がある。これは年金受給者の多くが介護保険料を年金から天引きされていることから、その保有数は保険年金課で保有するそれよりも圧倒的に多く、日本年金機構から送られる候補者の基礎年金番号のほとんどが含まれると考えられるためである。

なお、日本年金機構と市町村の基礎年金番号等の情報の授受については、国保連合会と各市町村の介護保険課との間に敷設されている専用回線を使用するよう厚生労働省より指導がある。日本年金機構から配信されたデータは、介護保険課の保有する基礎年金番号と突合するシステムと、保険年金課が利用している税情報等を収録するシステムの2つのシステムを通す必要がある。この2つのシステムを構築し、既存の年金システムに追加するものである。このシステム改修については、交付金の対象事業であり、消費税率10%への引き上げが平成27年10月1日に施行されるかどうかに関わらず、平成26年中に改修を終え、平成27年1月から3月の間に国保連合会との接続を完了させるよう厚生労働省より指導がなされている。

以上、支援給付金の給付事務を正確かつ迅速に行う必要から、介護保険課で保有する個人情報を利用させること、及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について、さらにこのことについては毎年行う必要があることから、本市個人情報の保護に関する条例第12条により包括的に承認を求めるものである。

(2) 個人情報を目的外に利用させる項目

介護保険課から情報提供するもの

ア 特徴管理マスタ

基礎年金番号,被保険者番号

イ 資格記録マスタ

被保険者番号,統合宛名番号

(3) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

日本年金機構から配信される候補者の情報に対し、本市で保有する所得情報を収録するには、まず日本年金機構から配信される基礎年金番号と本市の保有する基礎年金番号を突合することが必要だが、年金受給者の多くが、介護保険料を年金から天引きされていることから、本市では介護保険課が最も多く基礎年金番号の情報を保有し、保険年金課で保有するそれよりも圧倒的に多く、日本年金機構から送られる候補者の基礎年金番号のほとんどが含まれると考えられる。

そこで、候補者の突合・特定が最大限に可能となり、突合処理を迅速に行う方策として、介護保険課の保有する特徴管理マスター内の基礎年金番号を目的外に利用させる必要がある。

日本年金機構から配信されたデータは、介護保険課の専用端末から

USBメモリに保存する。USBメモリについては、パスワード設定する。この作業は、決められた年金担当の職員が介護保険課に行き、直接行う。端末作業は介護保険課の決められた職員がパスワード入力し立ち上げ、年金担当の職員が操作する。保存が終わったデータは、端末から消去する。

(4) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について  
給付事業の候補者は約10万人と想定しているため、仮に候補者すべてに通知するとした場合、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい。

(5) 実施時期

2015年6月（以降毎年同時期に実施）予定。

(6) 提出資料

ア 事務の概要

イ 法律（抜粋）

ウ コンピュータフロー図

エ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり  
の判断をするものである。

(1) 個人情報を利用させることの必要性について

実施機関は個人情報を利用させる必要性について、次のように述べている。

日本年金機構から配信される候補者の情報に対し、本市で保有する所得情報を収録するには、まず日本年金機構から配信される基礎年金番号と本市の保有する基礎年金番号を突合することが必要だが、年金受給者の多くが、介護保険料を年金から天引きされていることから、本市では介護保険課が最も多く基礎年金番号の情報を保有し、保険年金課で保有するそれよりも圧倒的に多く、日本年金機構から送られる候補者の基礎年金番号のほとんどが含まれると考えられる。

そこで、候補者の突合・特定が最大限に可能となり、突合処理を迅速に行う方策として、介護保険課の保有する特徴管理マスター内の基礎年金番号を目的外に利用させる必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を利用させることの必要性が認められる。

(2) 個人情報を利用させることに伴う本人通知を省略することについて

給付事業の候補者は約10万人と想定しているため、仮に候補者すべてに通知するとした場合、通知すべき相手が多数で、通知する費用

や事務量が過分に必要となり，本市の事務処理に著しい支障が生じることから，個別の通知は省略したい。

以上のことから判断すると，個人情報を利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。ただし，市民へは広報紙等を通じて周知を図ることを条件とする。

以 上

